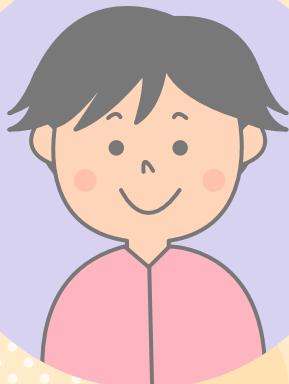


じぶん 自分らしく しあわ 幸せに生きるための い ハンドブック

こ
「子どもの権利条約」について
し
知ろう 考えよう 発信しよう
かんが
はっしん



じぶん
自分らしく幸せに生きること これが人権です。

おとな
大人にも 子どもにも すべての人に人権はあります。

そして、子どもは、心もからだも健康に成長していくために、守られることや、

こま
困ったときに助けてもらえたり、自分の意見を発信し、

き
しっかりと聞いてもらえたりすることができるのです。

ひとり
みなさん、一人ひとりが大切な存在であるということです。

じぶん まわ
ぜひ、自分も周りの人も安心して生活できるよう、このハンドブックを使ってみてください。

し 知ろう

こ けんりじょうやく 子どもの権利条約

こ けんり さだ せかいてき じょうやく 子どもの権利を定めた世界的な条約!

こ いんげん じんけん けんり
子どもは、ひとりの人間として人権(権利)をもっています。
こころ けんこう せいちょう まも たす
心もからだも健康に成長するために、守られたり、助けてもらえたたりするだけ
じぶん いけん はっしん き しめ
でなく、自分の意見を発信したり、聞いてもらえたりできることを示したのが、
こ けんりじょうやく
子どもの権利条約です。

じょうやく ねん こ けんり さだ
この条約は、1989年にできた子どもの権利を定めたものです。
せかい こく じょうやく さんせい
世界196か国がこの条約に賛成しています。
にほん ねん じょうやく さんせい
日本も1994年にこの条約に賛成しました。

こ けんりじょうやく つぎ たいせつ ないよう しめ
子どもの権利条約は、前文と54条からできています。

こ けんりじょうやく つぎ たいせつ ないよう しめ
子どもの権利条約には、次の4つの大切な内容が示されています。<日本ユニセフ協会より>

こ けんりじょうやく
「子どもの権利条約」には
けんり
どんな権利があるのかな。



1 | 差別の禁止(差別のないこと)

こ じしん おや じんしゅ こくせき せい いけん しょう けいざいじょうきょう うりゆう
すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由
さべつ じょうやく さだ けんり ほしょう
でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

2 | 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

こ かん き おこな とき こ もつと なに だいいち
子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一
かんが
に考えます。

3 | 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

こ いのち まも う のうりょく じゅうぶん の せいちょう いりょう きょういく
すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、
せいかつ しえん う ほしょう
生活への支援などを受けることが保障されます。

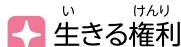
4 | 子どもの意見の尊重(子どもが意味のある参加ができること)

こ じぶん かんけい ことがら じゅう いけん あらわ いのち まも
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの
はったつ おう じゅうぶん こうりょ
発達に応じて十分に考慮します。

子どもの権利条約の中から、具体的な子どもの権利を定めた

1条から40条までを紹介します。

内容は、**生きる権利**／**育つ権利**／**守られる権利**／**参加する権利**の4つに分類されます。



生きる権利



育つ権利



守られる権利



参加する権利

だい
第1条

こ
子どもの定義

こ
子どもとは…

さい
18歳になつてない人を子どもとします。



だい
第2条

さべつ
差別の禁止

こ
すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利
くに
をもっています。子どもは、国のかがいや、性のかがい、
つか
どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、
いけん
どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがある
かね
かないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人
おや
ひとり
さべつ
であるか、などによって差別されません。

だい
第3条

こ
子どもにもっともよいことを

こ
子どもに関係のあることが決められ、行われるとき
こ
には、子どもにもっともよいことは何かを第一に考え
なければなりません。

だい
第4条

くに
国の義務

くに
国は、この条約に書かれた
けんり
まも
権利を守るために、必要な法律
ひつよう
ほうりつ
つく
せいさく
じっこう
を作ったり政策を実行したり
しなければなりません。



だい
第5条

おや
親の指導を尊重

おや
しどう
そんちょう
おや
しどう
たいせつ
親の指導を大切にすること

おや
ほごしゃ
こ
親(保護者)は、子どもの発達に応じて、適切な指導
くに
おや
しどう
そんちょう
をします。国は、親の指導を尊重します。

だい
第6条

い
生きる権利・育つ権利

こ
すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもつ
い
けんり
そだ
けんり
ています。

だい
第7条

なまえ
こくせき
けんり
名前・国籍をもつ権利



こ
子どもは、生まれたらすぐに
とうろくしゅつしょとどけ
登録(出生届など)されなければなりません。子どもは、名前
なまえ
こくせき
や国籍をもち、できるかぎり親
おや
そだ
を知り、親に育ててもらう権利
けんり
をもっています。



だい
第8条

なまえ
こくせき
かぞくかんけい
名前・国籍・家族関係が
まも
けんり
守られる権利



くに
こ
なまえ
こくせき
かぞく
かんけい
じぶん
が自分であることを示すものをむやみにうばわれる
まも
ことのないように守らなくてはなりません。

だい 第9条

おや ひ はな けんり
親と引き離されない権利

こ 子どもには、親と引き離されない権利があります。
 こ 子どもにもっともよいという理由から、引き離される
 こ ことも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡
 したりすることができます。

だい 第11条

くに つ けんり
よその国に連れさられない権利

くに 国は、子どもが國の外へ連れさせられたり、自分の國
 くに そと つ じぶん くに
 にもどれなくなったりしないようにします。

だい 第13条

ひょうげん じゅう
表現の自由

こ 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを
 つた けんり し けんり
 伝える権利、知る権利をもっています。

だい 第15条

けつしゃ しゅうかい じゅう
結社・集会の自由

こ 子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、
 ひと いつしょ だんたい
 集会を行ったりする権利をもっています。



だい 第17条

てきせつ じょうほう にゅうしづ
適切な情報の入手

こ 子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に
 い けんり
 入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、
 インターネットなどで、子どものためになる情報が多く
 ていきよう
 提供されるようにすすめ、子どもによくない情報から
 こ まも
 子どもを守らなければなりません。

だい 第10条

べつべつ くに おや あ けんり
別々の国にいる親と会える権利

くに 国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒
 くに でい
 にくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮
 します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と
 連絡をとることができます。

だい 第12条

いけん あらわ けんり
意見を表す権利

こ じぶん かんけい
 子どもは、自分に関係のあることについて自由に
 じぶん いけん あらわ けんり
 自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、
 こ はったつ おう
 子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければ
 こうりょ
 なりません。

だい 第14条

しそう りょうしん しゅうきょう じゅう
思想・良心・宗教の自由

こ しそう りょうしんしゅうきょう じゅう
 子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利を
 けんり
 もっています。



だい 第16条

めいよ ほご
プライバシー・名誉の保護

こ じぶん かぞく す
 子どもは、自分や家族、住んで
 でんわ
 いるところ、電話やメールなどの
 プライバシーが守られます。また、
 まも
 他人から誇りを傷つけられない
 けんり
 権利をもっています。



だい 第18条

こ よういく おや せきにん
子どもの養育はまず親に責任

こ そだ せきにん
 子どもを育てる責任は、まずその両親(保護者)にあり
 くに てだす
 ます。国はその手助けをします。



だい 第19条

あらゆる暴力からの保護



どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、
ふどう あつかう う 不当な扱いなどを受けたりすることがないように、
くに こ まも 国は子どもを守らなければなりません。



だい 第21条

養子縁組※



子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、
かんが こ あたら おや ほご もっともよいことを考え、その子どもや新しい親(保護
しゃ しら くに おおやけ きかん 者)のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関
ようしえんぐみ みど だけが養子縁組を認めることができます。

※法律で新しい親子の関係をつくること

だい 第23条

障がいのある子ども



こころ 心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、
じりつ しゃかい さんか せいかつ きょういく 自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や
くんれん ほけん う けんり 訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。

だい 第25条

施設に入っている子ども



しせつ はい こ 施設に入っている子どもは、その扱いがその子ども
あつか ていてき しら にとってよいものであるかどうかを定期的に調べて
けんり もらう権利をもっています。

だい 第27条

生活水準の確保



こころ 子どもは、心やからだがすこやかに
せいちょう 成長できるような生活を送る権利を
せいかつ おく けんり もっています。親(保護者)はそのため
おや ほごしゃ の第一の責任者ですが、必要なときは、
だいいち せきにんしゃ ひつよう 食べるものや着るもの、住むところ
た き す などについて、国が手助けします。
くに てです



だい 第20条

家庭を奪われた子どもの保護



かてい うば こ かていかんきょう 家庭を奪われた子どもや、その家庭環境にとどまる
はんだん かてい ことが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいる
こ ほごしゃ かてい ことができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭
ようい くに まも を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。

だい 第22条

難民の子ども※



じぶん くに せいふ がい なんみん 自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった
こ さき くに まも えんじょ う 子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けること
ができます。

せんそう す くに はな こ ※戦争などからのがれるため住んでいた国を離れた子ども

だい 第24条

健康・医療への権利



こ けんこう いりょう けんり 子どもは、健康でいられ、必要な
いりょう ほけん う けんり 医療や保健サービスを受ける権利
をもっています。



だい 第26条

社会保障を受ける権利



こ せいかつ かね 子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がない
くに かね しきゅう う けんり ときには、国からお金の支給などを受ける権利をもって
います。

だい 第28条

教育を受ける権利



こ きょういく う けんり 子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、
こ しうがっこう い すべての子どもが小学校に行けるようにしなければ
うえ がっこう すす なりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんな
あた がっこう がっこう にそのチャンスが与えられなければなりません。学校
こ そんげん まも のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方
かんが かた からはずれるものであってはなりません。

だい 第29条

きょういく もくべき 教育の目的



きょういく こ じぶん のうりょく さいだいげん
教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限
じんけん へいわ かんきょう まも まな
のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶため
のものです。

だい 第30条

しうすうみんぞく せんじゅうみん こ 少数民族・先住民の子ども



しうすうみんぞく こ どち す
少数民族の子どもや、もとからその土地に住んで
ひと こ みんぞく ぶんか しゅうきょう
いる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことば
けんり をもつ権利をもっています。

だい 第31条

やす あそ けんり 休み、遊ぶ権利



こ やす あそ
子どもは、休んだり、遊んだり、
ぶんかげいじゅつかつどう さんか
文化芸術活動に参加したりする
けんり 権利をもっています。



だい 第32条

まやく かく ざい ほご 麻薬・覚せい剤などからの保護



くに こ まやく かく ざい う
国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり
買ったり、使ったりすることにまきこまれないように
まも 守らなければなりません。

だい 第35条

ゆうかい ばいばい ほご 誘拐・売買からの保護



くに こ ゆうかい う か
国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりする
まも ことのないように守らなければなりません。

だい 第37条

ごうもん しけい きんし 拷問・死刑の禁止



こ たい ごうもん にんげんてき
どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなど
あつか こ しけい の扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、
し けいむしょ い 死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。
つみ おか そんげん まも ねん
もし、罪を犯してたいほされても、尊厳が守られ年れい
あつか う けんり にあった扱いを受ける権利をもっています。

だい 第39条

ひがい こ 被害にあった子どもの
かいふく しゃかいふっさ 回復と社会復帰

ぎやくたい にんげんてき あつか せんそう ひがい
虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった
こ こころ きず しゃかい
子どもは、心やからだの傷をおし、社会にもどれる
しんえん う よう けんり ように支援を受けることができます。

だい 第40条

こ かん しほう 子どもに関する司法



こ ひと じんけん
罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の
たいせつ まなび しゃかい じぶんじしん やくわり
大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割
は かんが あつか
をしっかり果たせるようになることを考えて、扱われる
けんり 権利をもっています。



こども基本法

わかもの じぶん しあわ せいちょう く かていちょう
こどもや若者が、自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、こども家庭庁が
できるのと同時にこども基本法ができました。

きほんほう ねん せいりつ ねん じっし ほうりつ
こども基本法は、2022年に成立して、2023年に実施された法律です。

わかもの しあわ せいかつ おく しゃかい めざ
すべてのこどもが幸せな生活を送ることができる社会を目指して、
その基本的な考え方をはっきりとさせ、国や都道府県、市区町村など社会全体で、
こどもに関する取組を進めるためにつくられました。

きほんほう こ けんりじょうやく たいせつ ないよう
こども基本法には、「子どもの権利条約」の4つの大切な内容

- 差別の禁止
 - 子どもの最善の利益
 - 生命、生存及び発達に対する権利
 - 子どもの意見の尊重
- が反映されています。

ほん 日本でも、
けんり まも
こどもの権利を守る
はうりつ
法律ができたよ!



こども大綱

かん とりくみ すす
こどもに関する取組をしっかり進めて
いくため、「こども大綱」をつくることにな
りました。

たいこう くに
「こども大綱」とは、国がおとなになる
までの心やからだの成長をサポートする
ことや、子育てをする人たちへのサポートを
することなどの取組を進めるときに、大事
にすることや必要なことを書いています。

これから国がおこなうことのための
取組は、「こども大綱」に沿って進んでい
きます。

かていちょう ぱつさい
<こども家庭庁ホームページより抜粋>

こども大綱がめざす「こどもまんなか社会」とは

- | | | | |
|--|--------------------------------|-----------------------|--|
| こどもが | 「こどもまんなか社会」をもっとくわしくいうと… | | |
| こころ | じぶん | あそ | |
| 心もからだも
すこやか | 自分らしく
いられる | 遊んだり学んだり
できる | |
| なに
何をするか
じゅう
自由にえらべる | いけん
意見を持てる・
い
意見を言える | こま
困ったら助けて
もらえる | |
| こころ
心やからだを傷つけられたり
さべつ
差別されたりしない | おとなになるのが楽しみ | | |

わかもの いつしょ しゃかい
そして、こども・若者とおとなが一緒にになって社会をつくること、
わかもの しゃかい いちいん こえ
こども・若者も社会の一員として声をあげることができ、その声が
しゃかい い だいじ
社会に活かされることがとても大事です。

もっとくわしく知りたいな

子どもの権利条約

日本ユニセフ協会

<URL><https://www.unicef.or.jp/crc/kodomo/>



こども基本法・こども大綱

かいていちょう

こども家庭庁

<URL><https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon>



自分の意見を表明できる

かいていちょう わかもの
こども家庭庁「こども若者★いけんぶらす」

<URL><https://www.cfa.go.jp/policies/iken-plus/>



かんが

考えてみよう

『子どもの権利条約』や法律について知ったら

1

じぶん せいかつ み まわ できごと
自分の生活や、身の回りの出来事を、
ふ かえ

じぶん ともだち まわ ひと
自分や友達、周りの人はどうだろう

もやもや

おかしいな

あれ?



こうしたら
よくなるのに

これって、
差別かも

これっていじめかな

いつもクラスの友達からからかわれているBさん。笑ってはいるけれど、心の中はどうなのかな。
Bさんが、安心して過ごせるようにするにはどうしたらいいのかな。自分には何ができるかな。

じぶん
自分らしさ

いつも、「女の子なんだから、スカートをはきなさい。」って言われるよ。
本当は、ズボンの方が好きなんだけれど。



いきん だ
意見を出したい

がっこう き
学校の決まりについて、子どもたちで話し合いたいな。



きょういく う けんり
教育を受ける権利

がっこう い じゅぎょう おく
学校に行きづらくて、授業に遅れてしまっている。勉強したいけれど、どうすればいいかな。
とっても心配だな。

1

自分の生活や、身の回りの出来事を、振り返ってみよう

子どもらしく生きる

わたくし わろ あそ じかん しゅくだい じかん
ヤングケアラーって、私のことかな。この頃、遊ぶ時間や宿題する時間もなくなってきた。
がまん でも、我慢すればいいのかな。

学校や町は、安心安全かな

しょう ひと ひと あんしん がっこう まち
障がいのある人もない人も、みんなが安心できる学校や町をめざすにはどんなことをしたらよいんだろう。

自分が悪いから仕方ない?

しつぱい おとな じぶん わる しかた
失敗すると、大人にいつもぶたれるよ。でも自分が悪いから仕方ないのかな。

プライベートゾーンは

みずぎ かく み さわ
水着で隠れているところは、見せたり、触らせたりしてはいけないプライベートゾーンだって
べんきょう ともだち いや おとな かつて ょ
勉強したけれど、友達にさわられて嫌だったな。大人だって勝手にさわって良いわけじゃないよね。

2

発信してみよう・さらに調べてみよう

家族や友達に話してみる

じぶん かん かんが
自分が感じていることや考えたことを、
かぞく ともだち はな
家族や友達に話してみよう。

- 意見交換することで、すっきりしたり、解決の方法がみつかったりする。
- 自分とは違う考え方かもしれないけれど、いろいろな考え方があることを知ることができます。



周りへ発信してみる

がっこうない はっしん せんせい はな じどう
● 学校内での発信(先生に話す。クラスや児童会・生徒会などでの提案。授業での発信....)

ちいき しゃかい む はっしん す まち
● 地域や社会に向けた発信(住んでいる町や市、関係している人や団体などに意見を発信する。(ホームページや相談窓口))

おな かんが ひと あつ こうどう
● 同じ考えの人たちで集まって行動をおこすこともできる。

つか こじんじょうほう なが ひぼう
※SNSを使うときは、個人情報を流してしまったり、誹謗中傷(悪口など)をしたりしないように気をつけよう。

はっしん 発信するのが難しいな、つらいな…
むづか そんなときは

はっしん

こうどう

むづか

発信したり行動したりするのが、難しかったり、つらいときは…

そうだん

相談できる

つらい

くる
苦しいなかな
悲しいな

こんな時は…

自分や友達が傷つけられたり、守られていなかつたりするときは、

くる
苦しく、つらい気持ちになって当然です。がまんせず、近くの大人に相談してみよう。

学校

- 担任や専任の先生、養護の先生など
- あなたが相談しやすい先生
- カウンセラー

家



地域

- 主任児童委員さん
- 放課後すごす場所の大人
- など

ひとり
なや
そうだん
一人で悩まず相談してね。ほか
そうだんさき
そうだんまどぐち
他にも相談先、相談窓口があります。秘密は守られるよ

家族の悩み

虐待

いじめ

性の悩み

性被害

学校の悩み

学校生活あんしんダイヤル

☎ 045-624-9081(火～金・9時～17時)

24時間子どもSOSダイヤル

☎ 0120-0-78310(24時間・365日)

一般教育相談

☎ 045-624-9414(月～金・9時～17時)

性犯罪・性暴力被害のための

ワンストップ支援センター

☎ #8891(24時間・365日)

こどもの人権110番

☎ 0120-007-110
(月～金・8時30分～17時15分)

よこはま子ども虐待ホットライン

☎ 0120-805-240(24時間・365日)

よこはま子ども・若者相談室

(LINE相談)
14時～21時・365日